

## 寄附をご希望される方へ

社会福祉法人まごころでは、高齢者福祉の一層の充実のために、個人、法人、団体の皆様からの寄附金の受付を行っております。

寄附金の使い道については、ご指定をいただければ、ご指定に沿った使用をさせていただきます。例えば、特定のユニット指定もできます。（特にご指定のない場合は「法人一任」扱いとさせていただきます）

また、社会福祉法人まごころへのご寄附は、税制上の寄附金控除の対象となります。個人によるご寄附、所得控除、法人によるご寄附、一般寄附金の損金算入できます。こうした制度もご利用していただき、ぜひとも暖かいご支援を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

## 個人が寄附した場合の寄附金控除の概要

### 【所得税】

寄附金から、2,000 円を引いた残りの額が所得から控除されます。

### 【住民税】

- ① 基本分として、寄附金から、2,000 円を引いた残りの額の 10%の額
  - ② 特例分として、寄附金から、2,000 円を引いた残りの額に次の計算により算出した額  
(寄附金額 - 2,000 円) × (90% - (所得税の限界税率※1))
- ①+②=合計額が住民税額から控除されます。

※1 所得税の限界税率とは、年収により 0~40%の間で変動するものです。

なお、平成 26 年度から平成 50 年度については、復興特別所得税を加算した率となります。

※詳細については、各税務署もしくは各市役所等の課税課までご相談ください。